一　地域再生計画の作成主体の名称　四万十市
二　地域再生計画の名称　「豊かな自然・豊かな資源・豊かな人材が融合するまち　四万十」
三　地域再生計画の区域の範囲　四万十市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（三の六）

○内閣府告示第二百二十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知県長岡郡本山町
二　地域再生計画の名称　「天空の郷もとやま」地域資源ブランド化推進によるまちづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　高知県長岡郡本山町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（三の六）

○内閣府告示第二百二十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県及び福岡県築上郡上毛町
二　地域再生計画の名称　こうげまち雇用続々プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　福岡県築上郡上毛町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（三の六）

○内閣府告示第二百二十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　都城市及び宮崎県北諸県郡三股町
二　地域再生計画の名称　豊かな心をつくる〝アンチエイジング都市〟の実現による雇用創出プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　都城市及び宮崎県北諸県郡三股町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（三の六）

○内閣府告示第二百二十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　日向市
二　地域再生計画の名称　～人が育ち仕事がうまれる～『イキイキひゅうが雇用創出プロジェクト』
三　地域再生計画の区域の範囲　日向市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（三の六）

○内閣府告示第二百二十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　鹿屋市
二　地域再生計画の名称　かのや「食」と「観光」を連携させたブランド創生及び雇用創造事業
三　地域再生計画の区域の範囲　鹿屋市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（三の六）

○内閣府告示第二百二十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　名護市
二　地域再生計画の名称　Ｎａｇｏで発見！自分の道プロジェクト！！～今、よびさませ　地域のちからを　あなたの可能性を～
三　地域再生計画の区域の範囲　名護市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（三の六）

○内閣府告示第二百二十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　うるま市
二　地域再生計画の名称　うるまの産業を育てる人づくり～戦略的な新産業の創出による雇用・就業機会の充実～
三　地域再生計画の区域の範囲　うるま市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（三の六）

○内閣府告示第二百二十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第百二十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年六月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　埼玉県及び秩父市
二　地域再生計画の名称　人と自然が共生できる活力のある環境づくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　秩父市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第二百二十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第九項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第三百十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年六月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　富山県
二　地域再生計画の名称　「元気とやま」ものづくり産業活性化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　富山県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生支援利子補給金（三の五②）